

広島圏都市計画臨港地区の変更（広島県決定）

広島圏都市計画広島港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	位置及び区域	備 考
広島港 臨港地区	約 169. 8ha	計画図表示のとおり。	分区名 商港区 約 33. 3ha 工業港区 約 60. 7ha 特殊物資港区 約 15. 1ha 修景厚生港区 約 6. 6ha 漁港区 約 1. 7ha 無分区 約 52. 4ha 分区の規制内容を定めている条例名 「広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

国際拠点港湾広島港では、昭和40(1965)年7月6日に約617haが臨港地区として指定され（建設省告示第1735号）、その後、港湾機能の強化に向けた公有水面の埋立、港湾施設の整備などが行われる中で、臨海部における適正な土地利用の確保と諸活動の円滑化・効率化を図るため、臨港地区の見直しが行われ、現在の臨港地区は約778ha（うち、広島県決定161ha）となっている。

国際拠点港湾広島港の東端に位置する海田地区においては、産業経済の発展に即応して、流通業務団地の整備を進めるとともに、内貿施設として大型入港船舶に対応すべく、昭和62(1987)年に水深4. 5m岸壁8バース、水深5. 5m岸壁14バースを整備した。さらに、5000DWT級（500TEU積級）のコンテナ船に対応した広島港で最初のコンテナターミナルとして昭和63(1988)年に岸壁（-7. 5m）2バースを竣功し、韓国、台湾や中国などへのダイレクト輸送や神戸港へのフィーダーサービスが行われている。

また、広島港港湾計画においては、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支援する国際物流拠点の形成を目指し、海田地区の国際フィーダー機能の強化を図ることとして位置づけられている。

加えて、坂町都市計画マスタープランにおいて、当該地区は商業・業務用地、工業・流通用地として施設周辺環境の保全・向上に努めるとされている。

この度、海田コンテナターミナルにおいて、隣接する民間事業者所有地を取得し、既存のコンテナターミナルと一体的に利用するため、公共ふ頭用地を拡張する。このことに伴い、適正な土

地利用を確保するため、当該ふ頭用地を臨港地区に追加指定する。

また、区域の精査に伴い、一部の道路用地についても追加指定する。